

令和 7 年 12 月 2 日
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

国土交通省及び消費者庁では、令和 7 年 10 月 23 日（水）～令和 7 年 11 月 21 日（金）までの期間において、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。その結果、本件に関して、2 件のご意見をいただきました。

寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政及び消費者行政の推進に御協力頂きますよう、よろしく願いいたします。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和 7 年 10 月 23 日（水）～令和 7 年 11 月 21 日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見数

提出意見数 2 件（提出者数 2 名）

3. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>本改正案に賛成します。</p> <p>マンション管理業者が管理者を兼ねる「管理業者管理者方式」において、利益相反の懸念があることを踏まえ、取引時にその管理体制を説明する義務を新たに課す点は、購入者の安心と制度の透明性を高める有効な措置だと感じます。特に信託財産に関する区分所有建物では、管理者の実態が不明確なまま契約が進むことによるリスクがあり、今回の改正により、契約当事者間の認識のズレやトラブルの防止につながると期待しています。また、標識サイズの見直しによって、業者の事務負担が軽減される点も、実務に即した合理的な改正として評価します。今後も不動産取引の信頼性向上と現場の負担軽減の両立を図る制度整備を期待します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>
2	<p>標識の大きさについて、A4サイズの紙1枚に収まるようにできないか？</p>	<p>標識は、宅地建物取引業を営んでいる者が宅地建物取引業の免許を受けた業者であることを明示し、無免許営業を封ずることを目的として掲示が行われるものであり、一定の視認性の確保が必要となると考えられます。</p> <p>住宅宿泊管理業者の標識についても同様に、登録を受けた業者であることを明示するために掲示が行われるものであり、一定の視認性の確保が必要となると考えられます。</p> <p>上記の点を踏まえ検討した結果、本改正案では「縦 25cm 以上、横 35cm 以上」に見直すこととしております。</p>

※ 2 件のご意見をいただきました。